

函館市五稜郭観光駐車場の概要

担当部局	観光部観光企画課庶務担当（電話0138-21-3327）
所在地	函館市五稜郭観光駐車場 函館市五稜郭町27番
目的	マイカーやレンタカーを利用する観光客が増加している状況のなかで、特別史跡五稜郭跡周辺地域の交通混雑，路上駐車等による交通渋滞を解消し，観光客や市民の利便に供するため。
事業概要	駐車場の維持管理
開場時間等	供用期間 1月1日から12月31日まで（通年） 供用時間 0：00～24：00
施設概要	敷地面積 3,317.97㎡ 施設の内容 収容台数 乗用車 97台（うち車椅子使用車2台） 使用料 1時間まで200円 1時間を超えた後30分までごとに100円 管理形態 自動管理システムによる管理

<p>指定管理者が行う業務内容</p>	<p>(1) 駐車場の供用に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場の利用に関すること</li> <li>○ 駐車場の安全確保に関すること</li> <li>○ 駐車場の維持管理に関すること</li> <li>○ 駐車場の運営に関すること</li> </ul> <p>(2) 公金収納業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐車場使用料の徴収・収納事務に関すること。 (地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づく公金収納受託者としての事務) また、当該業務に係る経費は、当該施設の管理にかかる委託料に含みます。</li> <li>○ 函館市駐車場条例第17条の規定に定める駐車料金は、精算機により徴収・収納</li> <li>○ 精算機の不調等が原因により、精算機を使用しないで出庫した利用者からの現金による駐車料金の徴収・収納</li> <li>○ 精算機等の釣り銭の準備</li> </ul>
<p>施設管理運営経費</p>	<p>市から指定管理者へ指定管理料として支払います。</p>
<p>条例</p>	<p>函館市駐車場条例</p>
<p>現指定管理者</p>	<p>セントラル警備株式会社</p>